

事前協議制度は港湾労働者にとっての根幹を放すものな どあることを忘れてはいけない！

事前協議制度は、港湾労働組合が雇用責任や作業の安全を担保することを船社などに要求したことに対して、「日港協が責任もつて対応する」とされた制度です。それは、ユーザーも、労働組合の要求や要請に対して、日港協が仲介することを了承したことを前提としているものです。

港湾ユーザーの「合理化」に翻弄される港湾労使

港湾運送はユーザーから見て受け身の産業です。したがって、港湾利用者の都合で、寄港地が変わったり、寄港回数が変わったり、場合によっては寄港休止ということになれば、雇用や職域が脅かされることになります。そのたびに港湾運送秩序が乱され、中小港湾運送事業者も、時として事業基盤が脅かされることがあります。

ユーザー／港運事業者／港湾労働者は 眞の意味でパートナーなることが必要

港湾利用者は、港湾運送が秩序あるものとして運営されることをのぞみ、日港協はその要望に応えようとしてきました。労働組合は船社や荷主が港湾労働者の雇用や職域の確保、或いは安全作業の責任はユーザーにもあるとして三者（ユーザー・港運労使）協議や四者（ユーザー・行政・労使）協議を求めて続けてきました。こうした、ユーザーと港運労使の協議の積み重ねの中で、日港協が責任ある対応をすることを約束してきたのです。その意味で、港湾利用者と港運事業者、港湾労働者は、我が国の海上輸送、内外交易を支える眞の意味でのパートナーでなければなりません。これを維持していくのが事前協議制度ともいえます。

効率化やサービス向上につながる

同時に、事前協議制度によって港湾労働者の雇用安定を図るだけでなく、ユーザーの申請に労使が向き合うことにより、港湾作業の効率化、良質なサービスの提供を維持していくことになります。

だからこそ、港湾利用者が事前協議制度を無視したり、違反することは絶対に許されない暴挙なのです。

制度を守るストライキにて理解を

私たちは、今般の事前協議違反が制度崩壊への一里塚となることを深く憂慮しています。だからこそ、日港協に労使協定の徹底のための責任を果たすことを求め、労働組合として社会に訴える手段としてストライキを決断しました。

私たちのストライキに込めた強い思いを理解いただくようお願いします。

|| ストライキの内容 ||

2月28日(木)始業時から、3月1日(金)
始業時までの
24時間の就労拒否・荷役阻止

